



佐賀県公報

平成 20 年
4 月 28 日
(月曜日)
第 13046 号

(◎印は、県例規集に登載するもの)

目次

告 示

- 救急病院の認定 (二二六・医務課) 一
- 救急業務に関し協力する旨の申出の撤回 (二二七・) 一
- 道路の区域の変更 (二二八・道路課) 一
- 道路の供用開始 (二二九・) 二
- ◎選挙管理委員会事項
- ◎選挙運動及び政治活動取扱規程の一部改正 (告 示・一六) 二
- ◎公職選挙法事務規程の一部改正 ()・一七) 二

○ 告 示

◎佐賀県告示第二百十六号

救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第一項の規定により、同項に規定する救急病院として次のものを認定した。

平成二十年四月二十八日

佐賀県知事 古 川 康

名 称	所 在 地	認 定期 限	備 考
佐賀社会保険病院 一号	佐賀市兵庫町南三丁目八番	平成二〇年三月三十一日から平成二三年三月三十一日まで	外科系、内科系
山元記念病院 番地四	伊万里市二里町八谷捌八八	平成二〇年四月一日から平成二三年三月三十一日まで	外科系、内科系、 脳外科系

◎佐賀県告示第二百十七号

次の医療機関の開設者からの救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条に定める救急業務に関し協力する旨の申出は、撤回された。

平成二十年四月二十八日

佐賀県知事 古 川 康

名 称	所 在 地	開 設 者
武雄市立武雄市民病院	武雄市武雄町大字富岡一〇八三番地	武雄市長

◎佐賀県告示第二百十八号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成二十年四月二十八日から平成二十年五月二十七日まで佐賀県交通部道路課及び佐賀土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年四月二十八日

佐賀県知事 古 川 康

道路の種類 及び路線名	道 路 の 区 域		幅員 メートル	延長 メートル
	区 間	変更前後の別		
県道 多久牛津線	小城市小城町池上字西川二七一 一四番一地从先から 小城市小城町池上字西川二九二 二〇番一地从先まで	後	二六・八 、 一〇・二	一三三〇・〇
	小城市小城町池上字西川二七 一四番一地从先から 小城市小城町池上字西川二九二 二〇番一地从先まで	前	二六・〇 、 一〇・二	一三二九・一

◎佐賀県告示第二百十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その区間を表示した図面は、平成二十年四月二十八日から平成二十年五月二十七日まで佐賀県交通部道路課及び佐賀土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年四月二十八日

佐賀県知事 古 川 康

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道 多久牛津線	小城市小城町池上字西川二七―四番一地从先から 小城市小城町池上字西川二九二〇番一地从先まで	平成二〇・四・三〇

○選挙管理委員会事項

◎佐賀県選挙管理委員会告示第十六号

選挙運動及び政治活動取扱規程（昭和三十年佐賀県選挙管理委員会告示第八号）の一部を次のように改正する。

平成二十年四月二十八日

佐賀県選挙管理委員会

委員長 松 尾 紀 男

第十二条の四第三項中「若しくは第二号」を「第二号若しくは第三号」に改める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

◎佐賀県選挙管理委員会告示第十七号

公職選挙法事務規程（平成十二年佐賀県選挙管理委員会告示第七号）の一部を次のように改正する。

平成二十年四月二十八日

佐賀県選挙管理委員会

委員長 松 尾 紀 男

第四十五条の次に次の一条を加える。

（再選挙又は補欠選挙における在外投票用投票用紙等の発送日）

第四十五条の二 在外選挙執行規則（平成十一年自治省令第二号）第二十三条第三号に規定する当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会が定める日は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める日とする。

一 衆議院議員又は参議院議員の統一対象再選挙（法第三十三条の二第二項に規定する統一対象再選挙をいう。以下同じ。）又は補欠選挙が同項の規定により行われる場合 九月十六日から翌年の三月十五日までに当該選挙を行うべき事由が生じた場合は当該期間の直後の三月十六日、三月十六日からその年の九月十五日までに当該選挙を行うべき事由が生じた場合は当該期間の直後の九月十六日

二 衆議院議員又は参議院議員の統一対象再選挙又は補欠選挙が法第三十三条の二第三項又は第四項の規定により行われる場合 当該選挙を行うべき事由が生じた旨を県委員会が告示した日又は参議院議員の任期満了の前日六十日に当たる日のいずれか遅い日

三 衆議院議員若しくは参議院議員の再選挙が法第三十三条の二第一項の規定により行われる場合又は衆議院議員若しくは参議院議員の統一対象再選挙若しくは補欠選挙が同条第五項の規定により行われる場合 当該選挙を行うべき事由が生じた旨を県委員会が告示した日

2 法第三十三条の二第七項の規定の適用がある場合において、前項の規定の適用については、同項第一号中「当該選挙を行うべき事由」とあるのは「同

条第七項の規定により読み替えて適用される同条第二項に規定する遅い方の事由」と、同項第二号中「当該選挙を行うべき事由」とあるのは「同条第七項の規定により読み替えて適用される同条第三項又は第四項に規定する遅い方の事由」と、同項第三号中「当該選挙を行うべき事由」とあるのは「同条第七項の規定により読み替えて適用される同条第一項又は第五項に規定する遅い方の事由」とする。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

購読料
申込先
佐賀県経営支援本部総務法制課

平成二十年四月二十八日印刷及び発行
発行者 佐賀県知事 古川 康

発行定日 毎週火金曜日
印刷社 (株)佐賀印刷社